

# NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

著者 日本ビズアップ株式会社  
発行 税理士法人森田会計事務所  
〒630-8247  
奈良市油阪町456番地 第二森田ビル4F  
TEL(0742)22-3578 FAX(0742)27-1681

## 各省庁つなぐ「医福食農連携」本格化 医療・福祉と食料・農業分野との連携

医福食農連携とは、農水省、経産省、厚労省が先頭に立って機能性食品や介護食品の開発・普及、薬用作物の国内生産拡大など「農」と「福祉」の連携等の医療・福祉分野、さらに食料・農業分野との連携を目指すコンソーシアム（官民連合体）のこと。

昨年秋、初めて医福食農連携シンポジウムが開かれ、医福食農連携の実践事例が事業者から発表された。地域で具体的取組を進める上での課題解決のノウハウの共有等が目的だった。

重点は福祉サイドと食料・農業サイドが戦略的に連携を進めていく取組。薬用作物の国内生産、機能性を有する食品の拡大、介護食品の開発・普及に置く。機能性食品の開発・普及も将

来性がある。

内閣府は健康寿命延伸分野の市場創出及び産業育成が、国民のQOL（生活の豊かさ）の向上、国民医療費の抑制、雇用拡大及び我が国経済の成長に資するものと位置付ける。東日本震災後、復興庁を作り省庁間の課題を一元化して解決してきた。この医福食農連携も、それぞれが縦割りで動いては無駄が多い。一例だが、高齢者問題は医療・介護・年金、高齢者住宅・食生活だけでも厚労省・国交省・農水省（介護食）・経産省（介護ロボット）が境界で隣接する。だからこそ医福食農連携は巨大マーケット開拓に向け迅速に動いてほしい。

## 結婚・子育て資金の一括贈与非課税 今年4月から 1000 万円まで非課税

少子高齢化の進展・人口減少への対応として、2015 年度税制改正において、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設される。

制度の概要は、20 歳以上 50 歳未満の子や孫（「受贈者」）の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属（「贈与者」）が金銭等を拠出し、信託銀行や銀行等、金融商品取引業者に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1000 万円までの金額に相当する部分の価額については、2015 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、非課税とするというもの。

非課税枠は 1000 万円だが、結婚に際して支出する費用については 300 万円を限度とする。また、上記の「結婚・子育て資金」とは、内閣総理大臣が定める(1)結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用及び引っ越しに要する費用のうち一定のもの、(2)妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの、に充てるための金銭をいう。

現在もある、孫などへの教育資金の一括贈与 1500 万円までの非課税制度と同様に、信託銀行等に子や孫などの受贈者名義の専用口座を作って利用する。かかった費用を証明できる領収書などを銀行に提出し、対象費用と認められればお金を引き出せる仕組みだ。受贈者が 50 歳になった時点で口座に残っている資金には贈与税が課される。